

計画作成年度	令和5年度
計画主体	大阪府泉南郡岬町

岬町鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担当部署名	岬町都市整備部産業観光促進課
所在地	大阪府泉南郡岬町深日2000番地の1
電話番号	072-492-2749
FAX番号	072-492-5422
メールアドレス	sangyou@town.osaka-misaki.lg.jp

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	イノシシ、アライグマ、シカ
計画期間	令和5年度～令和7年度
対象地域	大阪府泉南郡岬町

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（令和2年度から令和4年度）

	鳥獣の種類	被害の現状	
		品 目	被害数値
令和2年度	イノシシ	水稻、野菜、筍	被害面積 6.13ha 被害金額 6,106千円
	アライグマ	軟弱野菜、果樹	
	シカ		
令和3年度	イノシシ	水稻、野菜、筍	被害面積： 0.86ha 被害金額： 883千円
	アライグマ	軟弱野菜、果樹	
	シカ		
令和4年度	イノシシ	水稻、野菜、筍	被害面積： 3.52ha 被害金額： 3,531千円
	アライグマ	軟弱野菜、果樹	
	シカ		

(2) 被害の傾向

イノシシ、アライグマに関しては、生息分布域の拡大及び生息数の増大に伴う被害が年々増加傾向にあり、捕獲数が伸びる一方で、被害額も増加する傾向にある。また、近年では、民家周辺の路上など目撃情報が多数寄せられている。また、シカによる直接的な被害は確認されていないが、町内でのシカが目撃情報も寄せられており、その動向を注視していく必要がある。

(3) 被害の軽減目標

(千円)

指標	現状値（令和4年度）	目標値（令和7年度）
農林水産業被害額	3,531	1,766 (50%)

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	岬町有害鳥獣対策協議会によるイノシシの有害鳥獣捕獲。 アライグマに関しては、捕獲檻の貸出し。 また、有害鳥獣捕獲については、本町から岬町有害鳥獣対策協議会へ補	岬町有害鳥獣対策協議会会員への負担増や高齢化などにより、捕獲の担い手が減少。 新たな有害鳥獣に対する対策方法。 また、野生鳥獣による農林水産業被害地区が増加しているため、捕獲のみによ

	助金を実施している。	る対策では被害を抑制できない。
防 護 柵 の 設 置 等 に 関 する 取 組	・平成19年度大阪府鳥獣被害防止対策事業を活用し、防護柵を整備したが、これ以外は個人で防護柵を設置している。	・防護柵（電気柵・ワイヤーメッシュ柵）の効率的な集団設置ができていない。
生 息 環 境 管 理 そ の 他 の 取 組	餌場や棲家となる環境を作らないよう、地域ぐるみで遊休地、耕作放棄地等の解消に取り組む。	遊休地、耕作放棄地の解消に取り組んでいるが、農業者の高齢化などの影響によって担い手が減少しており、十分な対応ができていない。また、現行の担い手の後継者不足も課題となっている。

（５）今後の取組方針

・ 岬町有害鳥獣対策協議会において、地域と一体となった被害防除体制の強化に取り組むと共に、若年層の参加促進をする。 ・ 農家、地域住民及び岬町有害鳥獣対策協議会との連携を密にし、捕獲檻を設置するなど効果的な有害鳥獣捕獲対策への取り組みを図る。 ・ 被害に対する自衛意識の向上を図るとともに、農家等が自ら捕獲できるよう狩猟免許の取得を推奨する。 ・ 餌場や棲家となる環境を作らないよう、地域ぐるみで遊休地、耕作放棄地等の解消に取り組む。 ・ イノシシの行動変化による防護柵の有効性を検証すると共に、効率的な防護柵設置を検討する。

３．対象鳥獣の捕獲等に関する事項

（１）対象鳥獣の捕獲体制

岬町有害鳥獣対策協議会と協力するとともに、「農家自ら農作物を守る」という観点から、農家の狩猟免許等の取得を推奨し、農家自ら捕獲を実施することで被害軽減を目指す。

（２）その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和５年度～ 令和７年度	イノシシ	・ 岬町有害鳥獣対策協議会との連携を強化する。 ・ 農家の狩猟免許取得を推奨する。 ・ 補助金等を活用し、箱わな等の更新と増設を行う。

	アライグマ	・アライグマ捕獲檻を貸出して捕獲。
	シカ	・岬町有害鳥獣対策協議会との連携を強化する。 ・農家の狩猟免許取得を推奨する。

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方			
イノシシとシカについては、被害防止の目的を達成するために必要な有害鳥獣捕獲を行う。			
アライグマについては、生息分布域の拡大及び生息数の増大に伴い、被害を受けている農家全般に捕獲檻の貸出しを効率よく実施する。			
対象鳥獣	捕獲計画数等		
	令和5年度	令和6年度	令和7年度
イノシシ	700頭	735頭	770頭
アライグマ	100頭	103頭	106頭

イノシシは、令和2年度における計画頭数とし、以降、令和元年度と令和2年度の実績差を10未満で切り上げ（70頭）、さらに2で除した頭数（35頭）加算。

アライグマは、令和元年度と令和2年度の実績差（6頭）を前年度からの増加頭数とする。（10未満切り上げ）以降、実績差を2で除した頭数（3頭）加算。

イノシシ（令和元年度539頭－令和2年度473頭）＝66頭 切り上げ70頭
700頭＋35頭＝735頭（以降35頭加算）

アライグマ（令和元年度89頭－令和2年度83頭）＝6頭
89頭＋6頭＝95頭 切り上げ100頭（以降3頭加算）

捕獲等の取組内容
イノシシとシカについては、通年で有害鳥獣捕獲を行う。
アライグマについては、農家に捕獲檻を貸出す。また、集落が主体となり捕獲檻の管理や巡視を行うなどして、農地に出没する個体を集落全体で捕獲していく。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容
檻にかかったイノシシやシカの止めさしに用いる。

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
岬町（平成19年4月権限移譲済）	対象狩猟鳥獣、ダイサギ、コサギ、アオサギ、トビ、カワラバト（ドバト）、ニホンザル、イタチ（メス）

4. 防護柵の設置等に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	令和5年度	令和6年度	令和7年度
イノシシ	電気柵及び金属柵 (L=1,000m)	電気柵及び金属柵 (L=1,000m)	電気柵及び金属柵 (L=1,000m)

(2) 侵入防止柵の管理等に関する取組

対象鳥獣	取組内容		
	令和5年度	令和6年度	令和7年度
イノシシ	防護柵設置地域における定期的な施設管理・見回り点検を行い、農作物の被害軽減に努める。	防護柵設置地域における定期的な施設管理・見回り点検を行い、農作物の被害軽減に努める。	防護柵設置地域における定期的な施設管理・見回り点検を行い、農作物の被害軽減に努める。

5. 生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

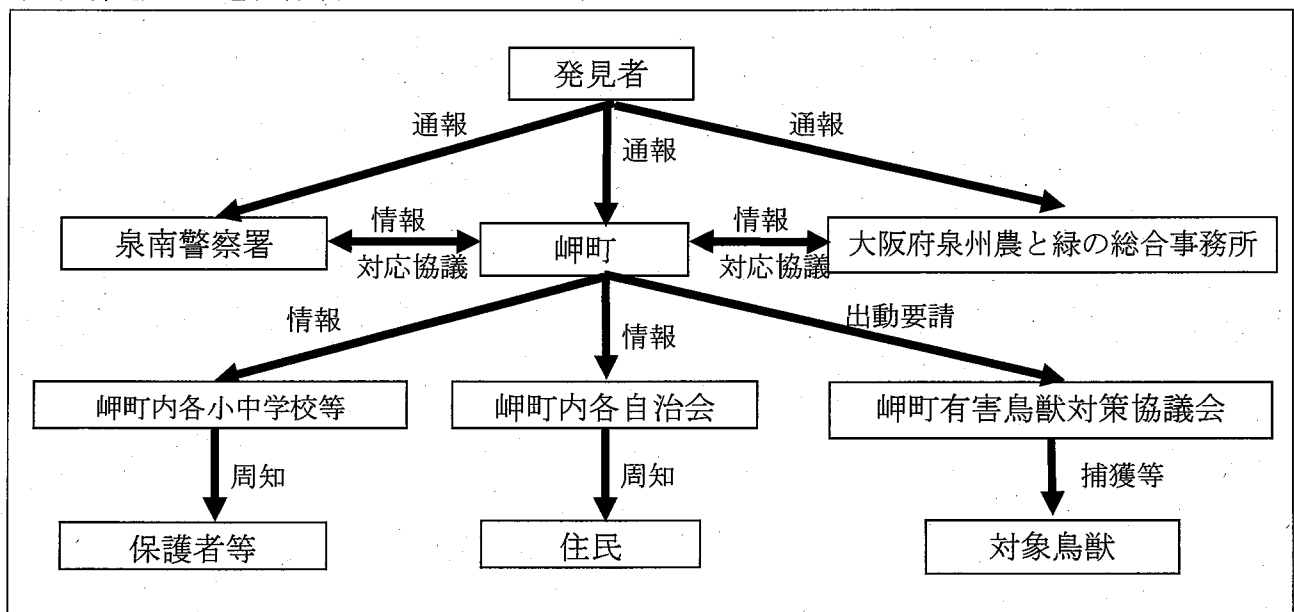
年度	対象鳥獣	取組内容
令和5年度	イノシシ	定期的に農地パトロールを行い、耕作放棄地の解消に努める。
令和6年度	イノシシ	定期的に農地パトロールを行い、耕作放棄地の解消に努める。
令和7年度	イノシシ	定期的に農地パトロールを行い、耕作放棄地の解消に努める。

6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
泉南警察署	住民の生命の安全確保等に関する事
岬町内各小中学校等	保護者等への周知に関する事
岬町内各自治会	住民への周知に関する事
大阪府泉州農と緑の総合事務所	関係機関との情報の共有及び対応の協議等に関する事
岬町	対処全般に関する事
岬町有害鳥獣対策協議会	対象鳥獣の捕獲等に関する事

(2) 緊急時の連絡体制



7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

・イノシシ

解体し肉として利活用。（自家消費又は、食品衛生法第52条第1項の営業許可を受け、食肉処理業の許可を受けた施設にて処理を行い、販売や料理の提供を行っている。）残骸については捕獲現場等での埋設処理または、町施設での焼却処分。

・アライグマ

捕獲個体は、本町または大阪府家畜保健衛生所にて措置。措置個体は本町にて焼却処分を行う。

・シカ

解体し、大阪府へサンプルの提出と共に、捕獲現場等での埋設処理または、町施設での焼却処分。

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

(1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

食品	特になし。
ペットフード	特になし。
皮革	特になし。

その他 (油脂、骨製品、角製品、動物園等でのと体給餌、学術研究等)	特になし。
--------------------------------------	-------

(2) 処理加工施設の取組

特になし。

(3) 捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の取組

特になし。

9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	岬町有害鳥獣対策協議会
構成機関の名称	役割
岬町農業委員会	農作物等被害状況に関する事
岬町実行組合	農作物等被害状況に関する事
猟友会	有害鳥獣の狩猟に関すること。
岬町	有害鳥獣に係わる助言・協議会事務局
有識者（協議会からの推薦）	有害鳥獣に関わる助言

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
大阪府環境農林水産部動物愛護畜産課	有害鳥獣の被害対策に関する助言・指導
大阪府泉州農と緑の総合事務所	有害鳥獣の被害対策に関する助言・指導
大阪府森林組合	有害鳥獣による山林被害状況に関する事
岬町土地改良区	被害対策の普及啓発

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

特になし。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

各種団体や自治会、実行組合においても積極的な参加を促し、集落・地域での取組を進めていく。

10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

農作物等の被害軽減のためには、防護・捕獲・地域の環境整備を基本とした対策が重要であり、鳥獣被害を一人ひとりの問題として捉え、集落をあげて取り組めるよう推進していくことが重要である。